

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-1

公共工事の名称、場所、 期間及び種別	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、 期間及び種別	契約担当官等の氏名並び にその所属する部局の名称 及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によることとした 会計法令の根拠条文及 び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
加圧給水ポンプ交換工事 (看護宿舎)	支出負担行為担当官 国立療養所栗生楽泉園 事務長 渡邊 進 群馬県吾妻郡草津町大字草 津乙647	令和6年12月4日	(株)オーケンコーポ レーション 群馬県沼田市横塚町 1088-1	4070001022850	④ 会計法第29条の3第4項 及び予算決算及び会計令第 102条の4第3号(緊急随契)	1,683,000	1,683,000	100.0%	0				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
歯科用 X 線撮影 画 像読み取り装置	支出負担行為担当官 国立療養所栗生楽泉園 事務長 渡邊 進 群馬県吾妻郡草津町大字 草津乙647	令和6年12月25日	栗原レントゲン株式 会社 群馬県前橋市下小出 町三丁目 2 3 番 1 号	7070001001125	一般競争入札(最低 価格)	2,049,396	2,035,000	99.3%				③1者

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品・役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約による こととした会計法 令の根拠条文及 び理由 (企画競争又は 公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。